

平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成25年9月1日
国立大学法人福島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に向けた検討を昨年より引き続きおこなった。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方で環境配慮契約の具体的な方法が定められている 電気の供給， 自動車の購入及び賃貸借， 船舶の調達， 省エネルギー改修事業（ESCO事業）， 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のいずれも調達する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための国立大学法人福島大学における体制の整備についての検討を昨年より引き続きおこなった。

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。

学内に環境配慮契約に関する周知を図った。